

平成22年度包括外部監査の意見に対する対応結果の公表
(道 路 交 通 局)

- 1 監査意見公表年月日
平成23年2月7日 (広島市監査公表第7号)
- 2 包括外部監査人
赤羽 克秀
- 3 監査意見に対する対応結果通知年月日
平成23年9月14日 (応用監第55号)
- 4 監査のテーマ
市有財産の有効活用について
- 5 監査の意見及び対応の内容

未利用地について (所管課：道路交通局用地部用地監理課)					
監査の意見の要旨					対 応 の 内 容
No	財産名称	財産区分	所在地	地目	公募面積 (㎡)
①	事業用代替地 (瀬野西四丁目外)	普通	安芸区瀬野西 四丁目15番	雑種地	2,800.00
②	事業用代替地 (瀬野西四丁目外)	普通	安芸区瀬野西 五丁目35番	雑種地	447.00
③	事業用代替地 (瀬野西四丁目外)	普通	安芸区瀬野西 五丁目36番	雑種地	725.00
④	事業用代替地 (瀬野西四丁目外)	普通	安芸区瀬野西 五丁目37番1	雑種地	931.00
⑤	事業用代替地 (瀬野西四丁目外)	普通	安芸区瀬野西 五丁目37番2	雑種地	965.00
⑥	事業用代替地 (瀬野西四丁目外)	普通	安芸区瀬野西 六丁目6番	雑種地	3,253.00
<p>①から⑥について</p> <p>周囲に民間業者の開発した宅地の売れ残り物件があり、現在の不動産市場の状況から公募をしても即座に売却に結びつくのは難しいと思われる。しかし、このまま保有を続けても管理費は継続的に発生するだけである。売却だけでなく、貸付けも検討すべきである。</p>					
<p>今回の包括外部監査の意見を受けて検討した結果、平成23年6月に6区画とも事業用代替地としての需要が見込まれないと判断し、財政局管財課に公募による売払依頼を行った。</p> <p>このうち、①、⑥については、測量を行った上、平成23年度第2回(12月予定)の公募による売払いを行う。なお、買受希望者がいない場合は、市のホームページにより貸付希望者の募集を行う。</p> <p>②、③、④、⑤については、境界の再確認やフェンスの修繕等に費用及び期間を要するため、①、⑥の公募売払いの状況を勘案の上、検討することとし、当面は市のホームページにより貸付けの募集を行う。</p>					